

ミライの大阪「中小企業・スタートアップめぐり」事業(三次募集)

募集要項

I. 概要

1. 目的

- 大阪府、大阪市、(公財)大阪産業局では、府内の中小企業・スタートアップの優れた技術やサービスを様々な形で支援することで、大阪の中小企業・スタートアップの技術力や魅力の向上に努めています。
- このたび、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会及び(公社)2025年日本国際博覧会大阪パビリオンが、2050年の大阪をイメージした「バーチャル大阪パビリオン」をバーチャル空間に構築します。
- このバーチャル大阪パビリオン内に、府内の中小企業・スタートアップの優れた技術やサービスの情報発信の場としてバーチャル展示会場を開設しますので、出展企業を以下のとおり募集します。

2. 出展メリット

- 大阪ヘルスケアパビリオンのバーチャル会場への出展となります。
 - ※ 出展企業には、出展証を交付します。
- 貴社の製品、技術やサービス等の「ミライの姿」をZ世代等、若年層を中心とする世界中の人々に発信することができます。
- 出展を通じて大阪の中小企業等が持つ知恵と技術力を結集させることで、新たな共創や人材確保など多様な可能性につながります。
 - ※ 大阪・関西万博の終了後も、展示コンテンツを大阪府のウェブサイトに掲載し、アーカイブとして残します。

3. 出展会場

スマートフォン向けメタバース「REALITY」(<https://reality.app/>)をプラットフォームとしたバーチャル大阪パビリオンの中小企業・スタートアップ向け展示ゾーン

4. 出展期間

- 2025年4月16日(水)～2025年10月13日(月)のうちの一定期間×2回程度とし、具体的な期間は追って決定します。なお、出展企業数により、出展期間及び回数は変更となる可能性があります。
- バーチャル空間における出展のため、すべての期間において24時間展示予定です。

5. 出展企業数

- 一次募集分、二次募集分と合わせて約80社(予定)
 - ※ 約16社/1グループとして展示します。

6. 募集スケジュール

日程	内容
2024年12月26日(木)	三次募集(第1期)受付開始
2025年1月31日(金)17時	三次募集(第1期)受付終了
2025年2月3日(月)正午	三次募集(第2期)受付開始
2025年2月28日(金)17時	三次募集(第2期)受付終了
2025年4月16日(水)以降	出展(一定期間×2回程度)

※ **第1期で出展企業数の上限を超えた場合、第2期の募集は実施しません。**

第2期の実施の可否は、2025年2月3日(月)正午までに大阪府のウェブサイトでお知らせします。

お早めのご応募をおすすめします。

※ 審査結果は、第1期は2025年2月中旬以降、第2期は2025年3月中旬以降に通知予定です。

II. 展示企画内容等

1. 展示テーマ

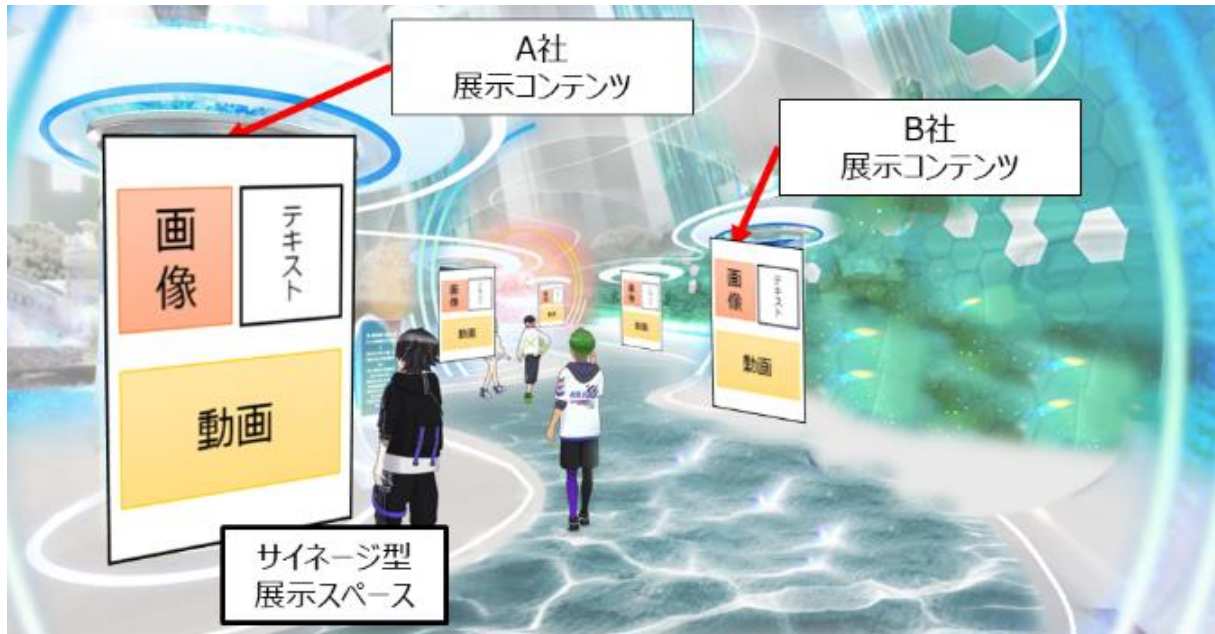
- 各出展企業において、例えば、バーチャル工場見学や、リアルでは見ることができない研究開発の現場などの動画等を作成いただくことにより、バーチャルだからこそ可能な展示を企画していただきます。
- 以下①②のいずれかのテーマで、2050年に伝えたい貴社の魅力ある製品、技術やサービス等を、2050年の「いのち輝く未来社会」において活用されているイメージを踏まえて、発信してください。
- また、2050年の社会の中核を担う若者に、展示を通じて関連する仕事に興味・関心を持ってもらえるよう、リアルで説明しきれない仕事の魅力等も発信してください。

	テーマ	具体例
①	未来につながる 新技術等	● 次世代モビリティ(空飛ぶクルマ、完全自動運転等) ● カーボンニュートラル(バイオプラスチック、エネルギー等) ● ライフサイエンス・ヘルスケア(医薬品、医療機器、再生医療、健康、フードテック等) ● ロボティクス(AIロボット、生活支援ロボット等) ● エンターテインメント(VR、AR、MR等) ● 働き方(バリアフリー等) 等
②	過去から未来に 引き継がれる技術等	● ものづくり(機械部品、加工技術、食品加工技術、匠の技等) ● リサイクル技術(食品、衣料品等) 等

2. 展示方法

- 期間中、サインージ型の展示スペースを各出展企業に1つ割り当てます。
- 展示コンテンツは、「画像」・「動画」・「テキスト」の3点が基本となります。
 - ※ 展示コンテンツの組み合わせはこの3点の他に、「画像」・「テキスト」の2点とすることも可能です。

【展示イメージ】



3. 展示コンテンツの仕様

- 展示コンテンツ(画像、動画、テキスト)は、出展企業において制作いただきます。
- 動画の再生時間は、3分以内で制作してください。
- ユニバーサルデザインの観点から、展示コンテンツは日英併記で制作してください。
- ※ その他仕様の詳細については、出展決定後にご案内いたします。

4. 費用負担

- 出展企業には、一律10万円(消費税、地方消費税別)の費用をご負担いただきます。
- 出展企業にご負担いただく費用は、(公社)2025年日本国際博覧会大阪パビリオンが取りまとめるうえ、バーチャル大阪パビリオンへの出展に向けての企画・調整等の経費に活用いたします。
- 費用の支払い方法・時期については、出展企業決定後に改めてご案内します。
- 展示コンテンツに係る費用(画像、動画等の制作費等)は、各出展企業においてご負担をお願いします。

Ⅲ. 応募

1. 応募資格

応募資格を有するのは、以下(1)又は(2)及び(3)～(5)全てに該当する企業等となります。

- (1) 大阪府内に活動拠点を有する中小企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)又は非営利法人(以下「中小企業等」という。)であること。

なお、活動拠点を有する中小企業等とは、府内に事業所を有する中小企業等、もしくは下記①②のうちのいずれかに該当する中小企業等のこと。

① 府内に事業所を有する企業と連携し、新たな製品・サービスを研究開発している

② 万博の閉幕までに府内に活動拠点を有する計画がある

※ ①、②に関しては、要件を満たしていることが確認できる書類を提出してください。

※ ②に関しては、出展決定後、定期的に確認を実施します。

- (2) 任意団体やグループ等で応募する場合は、代表企業等が(1)に該当する企業等であること。

- (3) 府税に係る徴収金の未納がないこと。

- (4) 消費税及び地方消費税等の未納がないこと。

- (5) 大阪府等が実施する産業振興に関する取組み等に積極的に参加・協力できること。

例)出展企業を取りまとめたパンフレット・ホームページの制作への協力や、大阪府等における施策の企画立案にあたっての取材や情報の提供等について、ご協力をお願いします。

中小企業基本法第2条第1項(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2. 応募方法

以下の方法により応募書類を提出してください。

- (1) A4サイズのフラットファイル(紙製・A4縦<A4-S型>)に綴って提出してください。
- (2) 表紙及び背表紙には応募企業等名(任意団体やグループ等で応募する場合は代表企業等名)を記入してください。
- (3) 応募書類を郵送で以下の送付先に提出してください。
※ 持参される場合は、事前に連絡の上、土曜日・日曜日・祝日・年末年始(2024年12月30日(月)～2025年1月3日(金))を除く9:30～17:00の間に持参してください。

【送付先】

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府 商工労働部 商工労働総務課 調整グループ

電話番号:06-6210-9474

- (4) 応募書類のうち、応募申請書(様式第1号)については、併せて電子メールで送信してください。

【メールアドレス】

shorosomu-g17@gbox.pref.osaka.lg.jp

※ 応募申請書(様式第1号)は、両面印刷で提出してください。

※ 必要な情報は、各様式にご記入ください。

※ ファイルの綴り方については、応募書類をご確認ください。

【応募書類】

No.	応募書類名	様式番号	備考
1	応募要件・提出書類チェックリスト	—	必須
2	応募申請書	様式第1号	必須
3	代表企業以外の構成企業の概要 (任意団体・グループ等で応募する場合)	様式第2号	該当する 場合のみ
4	申立書	様式第3号	必須
5	法人の履歴事項全部証明書(原本) (提出日現在で発行日から3か月以内のもの) ※ 個人事業主の場合は事業概要	—	必須
6	会社案内	—	必須
7	管轄の府税務所で発行された納税証明書(原本) (提出日現在で発行日から3か月以内のもの)	—	必須
8	管轄の税務署で発行された納税証明書(原本) (提出日現在で発行日から3か月以内のもの)	—	必須

※ 納税証明書について

- 大阪府 府税事務所が発行する府税(全税目)の未納の徴収金の額のないことの証明書
<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>

(府税事務所所管一覧)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/otoiawase2.html#chizu>

- 税務署が発行する納税証明書その3の3:「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書(個人事業主の場合は納税証明書その3の2:「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書)

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(税務署所管一覧)

<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/location/osaka.htm>

3. 募集期間(応募書類の受付期間)

【第1期】 2024年12月26日(木)～2025年1月31日(金)17時

【第2期】 2025年2月3日(月)正午～2025年2月28日(金)17時

- ※ 第1期で出展企業数の上限を超えた場合、第2期の募集は実施しません。

第2期の実施の可否は、2025年2月3日(月)正午までに大阪府のウェブサイトでお知らせします。

お早めのご応募をおすすめします。

- ※ 応募書類を郵送いただく際は、「特定記録」等の配達状況が確認できる確実な方法により郵送されることをおすすめします。

4. 注意事項

- 提出された応募書類は、選定のほか調査・分析等、今後の事業の検討以外の目的には使用しません。
- 申請内容や選定後の企業に関する情報は、大阪府、大阪市、(公財)大阪産業局、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会及び(公社)2025年日本国際博覧会大阪パビリオンで共有します。
- 応募書類への記入漏れ等、提出された応募書類に不備がある場合は、選定対象とならない場合があります。
- 提出された応募書類は返却しませんので、ご了承ください。応募書類は必ず写しをお取りください。
- 応募に要するすべての費用は、応募企業等の負担とします。
- 審査の状況及び審査結果に関するお問合せには、一切お答えしません。
- 事業内容やスケジュール等が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 個別相談・応募申請書作成のアドバイス

対面・オンラインでの個別相談や応募申請書(様式第1号)作成のアドバイスにも対応します。希望される場合、個別相談については、電話もしくは電子メールにて希望日や内容をお知らせください。応募申請書(様式第1号)作成のアドバイスについては、応募申請書(様式第1号)(Wordファイル)を電子メールにて送信してください。

IV. 選定

1. 選定方法

ミライの大阪「中小企業・スタートアップめぐり」推進委員会が外部委員を招集し、出展企業の選定を審査会形式で実施します。

2. 審査基準

以下の基準に沿って、審査する方針です。なお、社会通念上問題のある展示企画内容については選定しません。

項目	内容
目的との整合性	展示する製品、技術やサービス等について、2050年の「いのち輝く未来社会」においてどのように活用されているかが分かる展示企画内容であるか
未来社会への貢献	展示する製品、技術やサービス等について、2050年の「いのち輝く未来社会」において果たす意義や必要性が理解できる展示企画内容であるか
魅力	若年層を中心とする来場者がワクワクし、興味・関心を持てるような展示企画内容であるか
各規定の遵守	展示企画内容が「バーチャル大阪パビリオンのコンテンツ規定」等各規定に反していないか

3. 審査結果

審査結果は、大阪府から応募企業等(任意団体・グループ等の場合は代表企業等)に対し、電子メール等により通知します。また、選定企業及び企業概要については、大阪府のウェブサイト等で公表します。

4. 選定の取消し

以下に該当する場合、選定を取り消し、展示コンテンツを停止する場合があります。

- (1) 出展企業が、破産等により事業の継続が困難となった場合
- (2) 暴力団員又は暴力団密接関係者であること、また、法人にあっては役員等がこれらの者と判明した場合
- (3) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から申請日において1年を経過しない者に該当していたことが判明した場合
- (4) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から申請日において1年を経過しない者であることが判明した場合
- (5) 選定後、応募資格を満たさないことが判明した場合
- (6) 申請時の内容に虚偽がある事が判明した場合
- (7) 出展企業としての地位又は権利若しくは義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、ライセンス若しくはサブライセンスし、又は担保に供した場合

V. 留意事項

(バーチャル大阪パビリオンのプロモーション規定)

【基本的な考え方】

- 当該運用ルールは、バーチャル大阪パビリオンにおける出展企業のプロモーション活動(展示・配布物など)について、BIE条約の精神にもとづき万博における過度な商業主義を排除するとともに、バーチャル大阪パビリオン内でのデザインの調和を図ること等を目的に定めます。
- なお、当該運用ルールの内容は適宜更新されますので、常に最新版をご確認ください(運用ルールの最新版は、出展企業に随時周知します。)
- バーチャル大阪パビリオンにおいて、原則、商業活動や営業活動を行うことはできません。
- 展示コンテンツ制作にあたっては、来館者の快適さを阻害しないよう配慮をお願いします。
- 過度な商業主義に陥らないよう、特に配慮してください。
- 大阪ヘルスケアパビリオン事務局の意図せぬプロモーションが行われた場合、大阪ヘルスケアパビリオン事務局は出展企業と随時協議を行うこととし、場合によってはプロモーションの変更を要請することがあります。

【展示に関する運用ルール】

- すでに市場に流通している商品やサービスの展示または紹介は不可とします。ただし、大阪ヘルスケアパビリオンが、パビリオンのテーマに則る表現において妥当性があると判断する場合は、展示可能とする場合があります。
- 企業名及び企業ロゴは表示可能です。ただし、各サイネージ内の企業名(企業名または企業ロゴ)等の「名称表示」は、各サイネージの表面積の10%以内となります。
- 各サイネージ内での販売(通信販売等への誘導含む)、それに類する行為は禁止とします。
- 各サイネージ内コンテンツからのリンク貼付(外部遷移)は可能ですが、企業トップページ等を想定しており、各企業のECサイトへの直リンクは禁止です。

【配布物に関する運用ルール】

- 展示内容を補完することを目的とした配布物の運用ルールについては以下をご確認ください。
- サンプル、記念品等(無償配布する展示物の「見本」等で、それらを配布する行為(例:金券・商品券等金品に該当するもの、アバター衣装、等))は不可とします。
- アンケート(来館者に展示体験に関する感想などを聞く行為)は、不可とします。展示体験の一環として必要な簡易投票などは可能ですが、各サイネージからのリンク先ウェブサイト等で実施願います。

(バーチャル大阪パビリオンのコンテンツ規定)

【基本計画】

- 大阪ヘルスケアパビリオンのテーマ・コンセプト・ストーリーに整合したコンテンツを計画してください。
- こどもでも楽しめ、ワクワクできるコンテンツを計画してください。
- 海外からの来館者などにも理解できるようノンバーバルな表現によるコンテンツを計画してください。
- すべての来館者が安心して快適に過ごし、展示を楽しめるようユニバーサルデザインに配慮したコンテンツを計画してください。
- 大阪・関西万博の開催テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」や、万博開催都市としてSDGs達成目標の2030年以降を見据えた先導的な取組みを世界に発信することを踏まえ、展示を計画してください。

大阪ヘルスケアパビリオンの出展概要

1. 名 称

2025 年日本国際博覧会 大阪ヘルスケアパビリオン ～Nest for Reborn～

2. テーマ

REBORN

3. テーマに込めた意味

“人”は生まれ変わる” “新たな一步を踏み出す”

4. 出展参加で目指すもの

「世界に貢献する大阪の姿を示す」「大阪のパワーを世界に発信」

5. 出展者

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会

<参考> 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画

[OsakaPavilion Plan.pdf \(2025osaka-pavilion.jp\)](https://reality.app/legal/terms_of_use.html)

【プラットフォーム上の規定】

- 詳細に関しては以下REALITY株式会社の利用規約に準ずる事としています。

https://reality.app/legal/terms_of_use.html

【運営】

- REALITYプラットフォーム、REALITYワールド機能に不具合が生じた場合は、対処のため一定期間公開が停止される場合があります。また、不具合が生じていない場合でも、REALITY社の判断でメンテナンスの実施にともなう公開停止を行う場合があります。

【禁止事項(コンテンツ・行為、等)】

- バーチャル会場より独自ECサイト等商業サイトへの直接リンクや万博展示と関係のない、商品やサービス利用への誘導

- 大阪ヘルスケアパビリオンの「テーマ」にそぐわない万博コンテンツ展開
- 「いのち輝く未来社会のデザイン」の趣旨に反するコンテンツの展開
- 過度な商業主義の反するコンテンツ展開
- 社会通念上、子供たちの教育等に好ましくないとされるコンテンツの展開
- アプリケーションを配布するストア規約を一定の基準として、子供への提供にそぐわないコンテンツの制作
- 万博のテーマ、および、運営上そぐわない不適切なコンテンツ・ヘイトスピーチ、差別的、暴力的表現を含むコンテンツ
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権、肖像権その他の第三者の権利を侵害するコンテンツ
- 明確に政治的または宗教的なメッセージを含むコンテンツ
- 反社会的な特定勢力や行為を連想させるような表現を含むコンテンツ
- 動物虐待と捉えられる可能性のある表現を含むコンテンツ
- 覚せい剤、向精神薬、大麻、あへんなどの麻薬、毒物または劇薬を想起または使用を奨励する表現を含むコンテンツ
- 自殺行為または自傷行為を助長するような表現を含むコンテンツ
- 侮辱的、冒涇的、または特定の文化やグループを不快にする可能性のある表現を含むコンテンツ
- 異なる文化、人種、性別、宗教等に敬意を持たず、国際親善を害する可能性のある表現を含むコンテンツ
- 過度に明るい色、点滅、高速動作を含むコンテンツ
- サイネージ表面積10%を超える企業ロゴ等の表示
- 安心・安全を阻害する不適切な行為
- ユーザーデータの無断収集・特定の個人や団体を攻撃、誹謗中傷する行為
- 特定の個人の通信の秘密やプライバシーを侵害する行為
- 詐欺的な行為やユーザーを誤解に導くような行為
- 金融取引や個人情報の交換を目的としたコンテンツの制作・預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- 犯罪、法令違反行為または危険行為に属する情報の提供、またはそれらを教唆または幫助する行為
- 事実に反するまたは存在しないことが明らかな情報、または不正確な情報を配信する行為
- スパムや不適切な広告の配信
- 無断で他者に広告、宣伝または勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、またはそのおそれのある配信
- バーチャルプログラムの運営や開催者の業務を妨げるような行為
- AppStore Review ガイドライン、Google Play ストアポリシー、日本国が設ける基準等に準拠しないもの
- その他、運営が不適切と判断したコンテンツ

(その他)

- 天災地変、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病(新型コロナウイルス感染症を含む)、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他当事者の責に帰すことのできない事由により、大阪・関西万博及びバーチャル大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施又は本募集要項に記載している内容の履行が不可能になった場合であっても、本委員会は損害賠償その他一切の責任を負いません。なお、大阪・関西万博及びバーチャル大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施又は本募集要項に記載している内容の履行が不可能となった場合、各当事者の活動状況、大阪・関西万博及びバーチャル大阪パビリオンの開催期間及び開催状況、各当事者が支出した費用等を勘案し、対応を協議の上決定します。
- 出展者の都合により出展がキャンセルされた場合、費用は返金しません。
- 各当事者は、出展に伴い知り得た他の当事者の営業上の一切の情報(大阪・関西万博及びバーチャル大阪パビリオンに関する情報を含む)を、善良な管理者の注意義務をもって保護、管理するものとし、バーチャル大阪パビリオンの出展者を除く第三者に開示又は漏洩することを禁止します。

VI. その他

「VI. 留意事項」中、「バーチャル大阪パビリオンのプロモーション規定」の「展示に関する運用ルール」における「すでに市場に流通している商品やサービスの展示または紹介は不可とします。ただし、大阪ヘルスケアパビリオンが、パビリオンのテーマに則る表現において妥当性があると判断する場合は、展示可能と場合があります。」の規定(P8)について、すでに市場に流通している商品やサービスの展示または紹介をする場合は、パビリオンのテーマに則る表現としての妥当性を判断するため、それが2050年の「いのち輝く未来社会」において果たす意義や必要性、活用イメージ等が表現されている展示企画内容としてください。

VII. 問合せ先

ミライの大阪「中小企業・スタートアップめぐり」推進委員会事務局
(大阪府 商工労働部 商工労働総務課 調整グループ)
電話番号:06-6210-9474
メールアドレス:shorosomu-g17@gbox.pref.osaka.lg.jp